

別表第2(第10条関係)

保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	
		11時間	8時間	11時間	8時間
A	生活保護法世帯	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯(上記以外の世帯)	5,000	4,900	4,000	3,800
B3	市町村民税均等割のみ世帯	11,000	10,900	10,000	9,800
C1	10,000円未満	13,000	12,800	11,500	11,100
C2	10,000円以上15,000円未満	15,000	14,800	13,000	12,600
C3	15,000円以上30,000円未満	17,000	16,700	14,500	13,900
C4	30,000円以上50,000円未満	19,000	18,700	16,000	15,400
C5	50,000円以上70,000円未満	21,000	20,600	18,000	17,200
C6	70,000円以上90,000円未満	23,000	22,600	20,000	19,200
C7	90,000円以上120,000円未満	26,000	25,500	23,000	22,000
C8	120,000円以上180,000円未満	29,000	28,500	26,000	25,000
C9	180,000円以上240,000円未満	32,000	31,400	29,000	27,800
C10	240,000円以上300,000円未満	35,000	34,400	32,000	30,800
C11	300,000円以上360,000円未満	38,000	37,400	35,000	33,800
C12	360,000円以上	42,000	41,300	38,000	36,600

備考

- この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 保育料を決定する場合において、4月分から8月分では「前年度の市町村民税額」を適用し、9月分から翌年3月分までは「当年度の市町村民税額」を適用する。